（国家戦略特別区域法施行令第十八条第一号の確認の申請）

第二条　国家戦略特別区域法施行令第十八条第一号の確認（以下「創業活動確認」という。）を受けようとする外国人は、次に掲げる事項を記載した創業活動計画を作成し、これを関係地方公共団体に提出して、創業活動確認の申請をしなければならない。

一　事業の種類及び内容

二　事業を行う地域

三　事業所の開設時期及び開設場所

四　事業開始までの具体的な計画

五　創業活動を行うために必要な資金の額及びその調達方法

六　法人を設立する場合にあっては、役員になろうとする者の氏名、住所及び国籍並びに勤務形態

七　国家戦略特別区域法施行令第十八条第一号ハに規定する事業の規模に関する事項

八　その他事業の計画に関する事項

2　前項の創業活動計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　創業活動の工程表

二　申請をする者の履歴書

三　申請をする者の上陸後六月間の住居を明らかにする書類

四　その他参考となるべき書類

（関係地方公共団体による確認）

第三条　前条の申請を受けた関係地方公共団体は、事業の経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上、国家戦略特別区域法施行令第十八条第一号イからニまでのいずれにも該当すると認めたときは、創業活動確認をするものとする。

2　関係地方公共団体は、創業活動確認をしたときは、申請をした外国人に対し、創業活動確認証明書を交付するものとする。

3　前項の創業活動確認証明書の有効期間は、交付の日から起算して三月とする。

（関係地方公共団体の責務）

第四条　関係地方公共団体は、創業活動確認証明書を交付した外国人について、その上陸後六月間、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　創業活動に関する相談に応じるための体制を確保すること。

二　創業活動計画の進捗状況を定期的に確認し、当該外国人の創業活動が円滑かつ確実に実施されるよう、適切な措置を講ずること。

三　創業活動の継続が困難になった場合に帰国が確保されるよう、適切な措置を講ずること。

（在留期間）

第五条　国家戦略特別区域法第十六条の四第一項の規定の適用を受ける入管法第七条の二第一項の申請により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした外国人に対して経営・管理の在留資格を決定する場合における在留期間は、入管法施行規則第三条の規定にかかわらず、六月とする。

（在留資格認定証明書交付申請に係る提出資料）

第六条　国家戦略特別区域法第十六条の四第一項の規定の適用を受ける入管法第七条の二第一項の申請に当たっては、入管法施行規則第六条の二第二項の規定にかかわらず、写真（申請の日前三月以内に撮影されたもので入管法施行規則別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとする。）一葉並びに第二条の規定により提出された創業活動計画の写し、有効な創業活動確認証明書の写し及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。

（在留資格認定証明書交付申請に係る代理人）

第七条　国家戦略特別区域法第十六条の四第一項の規定の適用を受ける入管法第七条の二第一項の申請をする場合における同条第二項の法務省令で定める者は、入管法施行規則第六条の二第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者とする。

一　当該申請をする外国人が経営を行うこととなる事業の本邦の事業所の職員又は当該事業所の設置について委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）

二　当該申請に係る創業活動について創業活動確認をした関係地方公共団体の職員

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行の日から施行する。

○法務省・厚生労働省令第一号

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十七条第四号ロの規定に基づき、法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日

法務大臣　上川　陽子

厚生労働大臣　塩崎　恭久

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十七条第四号ロの出入国又は労働に関する法律の規定であって法務省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

三　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで及び第七十四条の八の規定並びに第七十六条の二の規定

四　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

五　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十八条第一項（第二号及び第三号（同法第二十八条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び当該規定に係る同法第三十八条第二項の規定

六　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

七　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

八　労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

九　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十一　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十六条の規定

十二　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十三　労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。